

(看宿、病宿光熱水料用)

平成 年 月 日

常陽銀行 支店 御中

預金口座振替依頼書

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

部屋番号 \_\_\_\_\_ 号棟 \_\_\_\_\_ 号室 \_\_\_\_\_

私が筑波大学に支払う看護師宿舎及び病院宿舎における光熱水料等を、口座振替によって支払うこととしたいので、下記記載事項を確認の上依頼します。

記

金融機関名	預金区分	支店コード			口座番号						
常陽銀行 支店	普通預金										
口座名義名											
振替日： 毎月20日とする。ただし、20日が銀行営業日でない場合は前営業日とし、その日が17日以前になる場合は21日とする。										届 出 印	

※ 筑波大学看護師宿舎（附属病院）  
コード番号（光熱水料等）9991040010

1. 普通預金からの引落しに有っては、普通預金規程にかかわらず、普通預金通帳及び払戻請求書の提出はしません。
2. 普通預金口座の残高が引落日において、所定金額に満たないときは速やかに預金することとし、この場合所定の引落日以外の日引落しをされても異議を申しません。
3. この預金口座引落しについて、仮に紛議が生じて、貴行の責によるものを除き貴行に迷惑をかけません。